

# カブアンド種類株式第1期募集

## 重要事項説明書

この書面には、カブアンド種類株式第1期募集に応じた株式の取得（以下「株引換」といいます。）をご検討いただくに際し、ご参考およびご確認いただきたい事項として、募集の概要、お申込みにあたってのリスク、お申込みについての説明が記載されています。あらかじめよくお読みいただいたうえで、お申込みください。

なお、お申込みをされるにあたっては、当社が作成する目論見書を必ずご確認ください。

### 第1 募集の概要

募集株式の種類：カブアンド種類株式

募集株式の数：600,000,000株

発行価格：1株3円（株引換券3枚相当）

申込期間：2025年5月2日から2025年5月23日まで

払込期日：2025年6月20日

#### カブアンド種類株式の内容

##### イ 剰余金の配当

当社は、当社普通株式(以下「普通株式」といいます。))に対して剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたカブアンド種類株式を有する株主(以下「カブアンド種類株主」といいます。))またはカブアンド種類株式の登録株式質権者(以下カブアンド種類株主とあわせて「カブアンド種類株主等」と総称します。))に対し、カブアンド種類株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金と同額の配当を、普通株式を有する株主(以下「普通株主」といいます。))および普通株式の登録株式質権者(以下普通株主とあわせて「普通株主等」と総称します。))と同順位にて行います。

##### ロ 残余財産の分配

当社は、カブアンド種類株主等に対しては、残余財産の分配を行いません。

##### ハ 議決権

カブアンド種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を有しません。

##### ニ 種類株主総会の決議

(1) 種類株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行います。

(2) 会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(3) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、カブアンド種類株主を構成員とする種類株主総会(以下「カブアンド種類株主総会」といいます。))の決議

を要しません。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではありません。

- (4) カブアンド種類株式については、会社法第 199 条第 4 項、第 200 条第 4 項、第 238 条第 4 項、第 239 条第 4 項、第 795 条第 4 項および第 816 条の 3 第 3 項の規定によるカブアンド種類株主総会の決議を要しません。

ホ 相続人等に対する売渡しの請求

当社は、相続その他の一般承継によりカブアンド種類株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができます。

ヘ 会社による普通株式対価の取得条項

当社は、当社の発行する株式につきいずれかの金融商品取引所への上場の申請を行うことが取締役会で承認された場合には、取締役会が定める日において、その日に当社が発行するカブアンド種類株式の全部(当社が保有するカブアンド種類株式を除きます。)を取得し、カブアンド種類株式 1 株を取得するのと引換えに、カブアンド種類株主に対して、普通株式 1 株を交付することができます。ただし、この場合の取得の対価は、株式の分割または併合等があった場合はこれに応じて調整します。

ト 会社による無償の取得条項

当社は、カブアンド種類株主が反社会的勢力に該当する場合(注)で、かつ取締役会の承認がなされた場合には、当該カブアンド種類株主が保有するカブアンド種類株式を無償で取得することができます。

(注)「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者をいいます。

カブアンド種類株主が反社会的勢力に該当するか否かは、当該株主に関する情報(氏名・住所・生年月日)とデータベースとの照合により確認し、本募集に係る割当て時点に加え、月毎、四半期毎等の一定期間毎に当該確認を実施する予定です。

チ 会社による金銭対価の取得条項

(1) 当社は、当社がカブアンド種類株主を当社のサービスの会員から強制的に退会させる場合で、かつ取締役会の承認がなされた場合には、当該カブアンド種類株主が保有するカブアンド種類株式を、1 株につき、カブアンド種類株式 1 株あたりの払込金額相当額で取得することができます。ただし、この場合の取得の対価は、株式の分割または併合等があった場合はこれに応じて調整します。

(2) 当社は、当社がカブアンド種類株主に対してする通知または催告に対し、6 か月以上返答がない場合で、かつ取締役会の承認がなされた場合には、当該カブアンド種類株主が保有するカブアンド種類株式を、1 株につき、カブアンド種類株式 1 株あたりの払込金額相当額で取得することができます。ただし、この場合の取得の対価は、株式の分割または併合等があった場合はこれに応じて調整します。

リ 全部取得条項

当社は、株主総会の特別決議により、カブアンド種類株式の全部を取得することができます。この場合の取得の対価は、当該決議時の当社の財務状況を踏まえて株主総会において定めるものとします。

ヌ 株式の併合、分割または募集株式の割当てを受ける権利等

(1) 当社は、株式の併合または分割を行うときは、普通株式およびカブアンド種類株式の種類ごとに同時に同一割合で行います。

(2) 当社は、株主に募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、そ

れぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、カブアンド種類株主にはカブアンド種類株式またはカブアンド種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与えます。

(3) 当社は、株主に株式または新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、カブアンド種類株主にはカブアンド種類株式またはカブアンド種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行います。

(4) 当社は、株式移転(当社の単独による株式移転に限ります。)をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の普通株式と同種の株式を、カブアンド種類株主等にはカブアンド種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社のカブアンド種類株式と同種の株式を、それぞれ同一割合で交付します。

ル 自己のカブアンド種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

(1) 当社は、株主総会の決議により特定のカブアンド種類株主からカブアンド種類株式の全部または一部を取得することができます。

(2) 上記(1)の場合、当社は、他のカブアンド種類株主に対して、会社法第 160 条第 2 項に定める通知をすることを要せず、また、他のカブアンド種類株主は、上記(1)の特定のカブアンド種類株主に自己を加えたものを株主総会の議案とすることを請求することができません。

ヲ 譲渡制限

カブアンド種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければなりません。

ワ 非上場

カブアンド種類株式は、金融商品取引所において上場の予定はありませんが、上記へに記載のとおり、当社の発行する株式につき金融商品取引所への上場申請を行うことが取締役会で承認された場合、当社は、カブアンド種類株式を議決権のある当社普通株式に転換することができます。

カブアンド種類株式の買取りについて

2027年12月31日までに当社の発行する株式がいずれの金融商品取引所にも上場しなかった場合、当社は、当社が指定する条件および方法により、カブアンド種類株式第1期募集でカブアンド種類株式を取得し買取りを希望する者から、カブアンド種類株式について、会社法その他法令上必要な手続を経て、当社が指定する評価機関により算定される、その時点のカブアンド種類株式の評価額(以下「買取時評価額」といいます。)による買取りに応じるものとします。ただし、買取時評価額が、カブアンド種類株式の払込金額相当額に 1.2 の割合を乗じた金額(以下「買取上限金額」といいます。)を上回る場合には、買取上限金額での買取りとします。なお、買取上限金額は買取りに係る価格の上限を示すものであって、買取時評価額が買取上限金額を下回る場合は、買取時評価額での買取りとなります。

## 第2 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に基づく重要事項のご説明

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律により、当社は、会員の皆様に、カブアンド種類株式を購入していただく前に、同法律が定める重要事項を説明することとされております。

カブアンド種類株式についての重要事項を以下に記載いたしますので、記載事項を十分お読みいただきご理解のうえ、お取引いただきますよう、お願い申し上げます。

- ・ カブアンド種類株式は株引換券を用いてご購入いただきますが、当社との関係では、株引換券1枚につき1円として扱われます。そのため、カブアンド種類株式の株価の下落により、当該カブアンド種類株式の取得に使用された株引換券の枚数に相当する額（以下「投資元本相当額」といいます。）の欠損を生じるおそれがあります。
- ・ また、当社の業務や財産の状況に変化が生じた場合には、カブアンド種類株式の価格が変動することによって、投資元本相当額の欠損を生じるおそれがあります。

## 第3 申込みにあたっての主なリスク

その他のリスクに関しましては後記「当社の事業等およびカブアンド種類株式のリスク」をご確認ください。

- 当社の定める規約等に違反して強制退会となる等の一定の場合には、当社がカブアンド種類株主の同意なくカブアンド種類株式を取得する可能性があります。
- カブアンド種類株式には譲渡制限が付いているため、カブアンド種類株式を換金することが原則としてできません。また、お申込みにあたっては、ロックアップに関する各種確約書に同意いただく必要があり、上場後6か月を経過する日までの間も、カブアンド種類株式および／または普通株式を譲渡することはできません。
- 当社が発行する株式が上場する保証はありません。また、普通株式が上場した際に、普通株式の市場価格がカブアンド種類株式の募集における発行価格を上回る保証もありません。
- 当社は、カブアンド種類株式を随時追加発行する予定です。その結果、既存の株主は、カブアンド種類株式および当社が上場する場合に転換される普通株式の1株当たりの価値に悪影響を受ける可能性があります。

### 当社の事業等およびカブアンド種類株式のリスク

当社の事業展開その他に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応に努める方針であります。

なお、以下のリスク項目は、当社株式への投資に関連するリスクをすべて網羅したものではありません。

また、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 事業運営に係るリスクについて

当社の生活インフラ関連事業は、利用者の生活を支える様々なサービスを提供しております。

##### ① 生活インフラ関連事業全般に関するリスク

###### イ. パートナー企業との取引に関するリスク

当社の生活関連インフラ事業は、当社がサービスの一次的な提供事業者(以下「パートナー企業」といいます。)のサービスを、利用者へ販売、取次または代理等により提供し、売上または手数料を得るものです。そのため利用者へのサービス提供は、パートナー企業からの当社の利用者へのサービス提供を前提としています。当社はパートナー企業との定例会議等を通しコミュニケーションを頻繁に行い十分な連携をはかるとともに、パートナー企業に何らかの経営上または運営上の問題が発生していないかの定期的なモニタリングを行っておりますが、サービス開始後に、契約を締結しているパートナー企業から、何かしらの理由でサービスが提供されなかった場合、利用者へのサービスが提供できず、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、パートナー企業との取引に係る経済条件について、当社にとって不利になるような変更があった場合、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

###### ロ. システム利用に関するリスク

当社のサービスはウェブ上で申込み手続等を行うため、事業運営において多くの部分をシステムに依存しております。システム構築および運営においては万全を期しており、具体的には、Google Cloud Platform により提供される高い可用性と拡張性を備えた基盤上でサービスを提供し、当社においても24時間365日のサービス監視体制の構築、障害発生時に備えた復旧対応手順の整備、外部専門機関による定期的なセキュリティ診断の実施等を通じ、安定的かつ安全な運営に努めております。もっとも、万が一システム障害等が発生した場合には、当該手続等が利用できなくなり、その結果、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

##### ② 人材獲得に関するリスク

当社の事業運営には様々な職能の人材が必要であります。想定通りに人材の獲得が進まない可能性があります。また、想定通りに人材の獲得が進まない場合には追加の外部委託等により対応する方針ですが、そのような対応策も奏功しなかった場合には、事業拡大の遅れが発生し、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

##### ③ 社外への業務委託に関するリスク

当社のシステム開発等において、業務を社外の開発会社等に委託しております。社外へ委託を行う際は、当社所定の審査を行ったうえで、発注後も継続的にモニタリングを行っておりますが、想定した業務が行われなかった場合には、事業開発・運営に遅延や問題が生じる可能性があります。その結果、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

##### ④ 他社の買収等に関するリスク

当社は、事業展開の必要性に応じて、他社の買収や株式出資を行う可能性があります。当社は、他社

の買収等の実行に際しては、デューデリジェンスを行う等、あらかじめ必要と判断される確認手続を行います。投資先において当初想定した事業展開がなされなかった場合や、必要十分な手続を行った上でも識別できなかった負債等が後に発見された場合、当社の財政状態および業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑤ 法令・コンプライアンスに関するリスク

当社は、電気通信事業法、携帯電話不正利用防止法、金融商品取引法などの事業に関する固有の法令はもとより、企業活動に関わる各種法令・規制・制度(環境、公正な競争・取引の透明性、消費者保護、個人情報・プライバシー保護、労務、知的財産権、租税に関するものを含みますが、これらに限りません。)の規制を受けています。また、事業を営むために必要な許認可等の多くには、さまざまな条件が付されることがあり、その遵守が求められます。当社(役職員を含みます。)がこれらの法令・規制・制度などに違反する行為を行った場合、違反の意図の有無にかかわらず、行政機関から行政指導等を受けたり、取引先から取引契約を解除されたりする可能性があります。

当社は、コーポレート部門主導で、各種法令および法令に基づくガイドラインの改正のモニタリングを行うとともに、改正がある場合には必要に応じて業務の運用方法の変更などの対策を講じているほか、必要に応じて弁護士等の外部専門家への相談を行っていますが、すべての違反行為を未然に防ぐことは困難な場合があります。その結果、当社の信頼性や企業イメージが低下したり、事業展開に支障が生じたりする可能性があるほか、金銭を含む経営資源に係る負担の発生等により、当社の事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、将来、当社の事業に不利な影響を与え得る法令・規制・制度の導入や改正が実施される可能性があります。今後、当社の事業に不利な影響を与え得る法令・規制・制度が導入されるかどうか、および、その導入による当社の事業への影響を正確に予測することは困難ですが、仮に導入された場合には、当社が利用者に提供できるサービス・商品および料金プラン等が実質的な制約を受け、収入の減少や金銭的負担の発生・増加が起きることにより、当社の事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑥ 情報セキュリティに関するリスク

当社または社外の委託先において、コンピューターウイルスによるサーバー攻撃あるいは関係者の故意または過失等により当社および利用者に関する情報の漏洩が発生する場合があります。リスクを低減させるための対応策として、当社はウイルス対策ソフトの導入やソフトウェア更新による脆弱性解消などセキュリティシステムの強化を実施するとともに、社内規程の整備や社員教育等による情報管理体制の強化を行っておりますが、万が一情報漏洩が発生した場合、その事後対応や損害賠償負担等により、当社の事業、財政状態および業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑦ 特定人物への依存に関するリスク

当社の創業者であり、代表取締役社長である前澤友作は、経営方針や事業戦略の決定、マーケティング活動など、当社の事業活動全般において重要な役割を果たしております。現在、当社では、同氏に過度に依存しないよう、体制の整備、人材の登用および育成を行う等の対応に取り組んでおりますが、何らかの理由により同氏による業務の遂行が困難となった場合、現状においては当社の事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑧ 株式の交換に関するリスク

当社は、利用者等が当社のサービスを利用することにより獲得した株引換券をカブアンド種類株式に

交換できることを前提にサービスを周知しておりますが、法的規制の変更、交換システムの停止等を含む何らかの理由によりそのような株引換券のカブアンド種類株式への交換ができなくなった場合(当社のサービスに対する申込みが殺到する等の事情があるときは、サービスの申込みの受付を一時的に中断する可能性があり、そのような場合に株引換券の付与が一時的に困難となる場合を含みます。)、当社に対するサービスの注文が減少することにより、当社の事業、財政状態および業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 株式に関するリスクについて

### ① 議決権等に関するリスク

カブアンド種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができません。したがって、例えば取締役または監査役の選任、配当の決定、計算書類の承認等の株主総会の議案につき議決権を行使することはできません。

また、当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合等には、法令に別段の定めがある場合を除き、カブアンド種類株主総会の決議を要しないこととされており、カブアンド種類株主総会の決議を要する事項が限定されています。

以上のとおり、カブアンド種類株主は、株主総会およびカブアンド種類株主総会における議決権行使を通じた当社の意思決定に参加することが原則としてできません。したがって、当社普通株主または当社の取締役会により、カブアンド種類株主の意向に沿わない意思決定が行われる可能性があります。

### ② 配当に関するリスク

カブアンド種類株主等に対しては、普通株主等と同順位で剰余金の配当を支払いますが、剰余金の配当を行うか否かは株主総会または取締役会の裁量によります。したがって、カブアンド種類株主等に対する剰余金の配当自体が行われない可能性があります。

### ③ 残余財産の分配に関するリスク

当社は、カブアンド種類株主等に対し、残余財産の分配を行いません。したがって、普通株式を対価とするカブアンド種類株式の取得条項に基づいてカブアンド種類株式を当社が取得する前に当社が清算される場合、カブアンド種類株主等は残余財産について一切の権利を有しません。

### ④ カブアンド種類株式の取得に関するリスク

当社は、(1)当社がカブアンド種類株主を当社のサービスの会員から強制的に退会させる場合や(2)当社がカブアンド種類株主に対してする通知または催告に対し、6か月以上返答がない場合であって、かつ取締役会の承認がなされた場合には、当該カブアンド種類株主が保有するカブアンド種類株式を、1株につき、カブアンド種類株式1株あたりの払込金額相当額で取得することができます(ただし、この場合の取得の対価は、株式の分割または併合等があった場合はこれに応じて調整します。)。したがって、あるカブアンド種類株主について当社のサービスの会員から強制的に退会させられたり、メールアドレスや住所変更等の理由により連絡が取れなくなってしまった場合、当該カブアンド種類株主が保有するカブアンド種類株式を当社が当該カブアンド種類株主の同意なく取得する可能性があります。

### ⑤ 流動性に関するリスク

カブアンド種類株式は金融商品取引所に上場されておりません。また、当社の株式を譲渡する場合には、当社取締役会の承認が必要です。そのため、カブアンド種類株主は、保有するカブアンド種類株式の譲渡を希望する場合であっても、当社取締役会が譲渡を承認しないときは、その保有する当社株式を譲渡することができず、カブアンド種類株式を換金することができない可能性があります。

#### ⑥ 上場に関するリスク

当社は、当社の発行する株式につきいずれかの金融商品取引所への上場の申請を行うことが取締役会で承認された場合には、取締役会が定める日において、その日に当社が発行するカブアンド種類株式の全部(当社が保有するカブアンド種類株式を除きます。)を取得し、カブアンド種類株式1株を取得すると引換えに、カブアンド種類株主に対して、普通株式1株を交付することができます(以下このようなカブアンド種類株式の要項の規定を「上場時普通株式対価取得条項」といい、普通株式を対価としてカブアンド種類株式を取得することを「カブアンド種類株式の転換」といいます。)。もっとも、当社が発行する株式が上場される保証はなく、したがってカブアンド種類株式の転換が行われる保証もありません。

また、上場時普通株式対価取得条項はカブアンド種類株式と普通株式で1株当たりの価値が等しいことを前提としています。カブアンド種類株式の発行価格は、評価機関による評価額に基づいて定めませんが、カブアンド種類株式の転換後、普通株式が上場した際に、普通株式の市場価格がカブアンド種類株式の発行価格を上回る保証もありません。

#### ⑦ 希薄化に関するリスク

当社は、当社のサービスの利用者等に対して最終的にカブアンド種類株式へと交換ができる株引換券を付与し、株引換券が最終的にカブアンド種類株式へ交換されることを通して、カブアンド種類株式を随時追加発行する予定ですが、かかる追加発行により当社の発行済株式数は増加し、既存の株主の保有する発行済株式総数に対する持分割合が減少します。その結果、既存の株主は、剰余金の配当が行われる場合の剰余金の金額や、カブアンド種類株式および当社が上場する場合に転換される普通株式の1株当たりの価値に悪影響を受ける可能性があります。

#### ⑧ 反社会的勢力等による当社株式の取得に関するリスク

当社は、当社のサービスの利用者等に対して最終的にカブアンド種類株式へと交換ができる株引換券を付与します。利用者の属性については当社サービスに係る契約締結前において十分に確認する予定ではありますが、反社会的勢力を含む犯罪集団へ当社のサービスの利用を許してしまった場合、最終的にカブアンド種類株式が反社会的勢力を含む犯罪集団に保有される可能性は否定できません。当社は、カブアンド種類株主が反社会的勢力に該当する場合には、取得条項に基づき当該カブアンド種類株主が保有するカブアンド種類株式を無償で取得することができますが、何らかの理由によりカブアンド種類株式を反社会的勢力が保有することとなった場合、それにより当社の社会的な評価が失墜し当社の経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑨ 募集により発行される株式数に関するリスク

前記「第一部 証券情報 第1 募集要項」に記載の本募集における発行数は、当社の事業の計画に基づいて算出した本有価証券届出書提出日時点での見込数であり、当社のサービスの利用者数や需要の状況等により申込株式数がこれを大幅に下回る可能性があり、その場合、最終的に発行される株式数も減少します。したがって、申込時点で想定される持株比率よりも実際の持株比率が上昇する可能性があります。

(3) 株式による課税関係のリスクについて

カブアンド種類株主等に対する配当が行われた場合や、カブアンド種類株式を売却もしくは購入した場合または金銭もしくは普通株式を対価とする取得条項もしくは全部取得条項が行使された場合、カブアンド種類株主に課税関係が生じる可能性があります。カブアンド種類株主は、カブアンド種類株式の所有または処分等に関連する課税関係について、自ら、税務専門家からの助言を求めることが推奨されます。

**カブアンド種類株式に係る手数料**

カブアンド種類株式の取得にあたり手数料等は必要ありません。また、株式の保管にかかる手数料もありません。ただし、当社が上場することになり、証券会社に預託いただく場合、預託する証券会社に応じた手数料が発生します。

## 第4 お申込みについて

### 1. 株引換のお申込み前の事前準備（本人確認）

株引換に申込みいただく前に、事前準備として、本人確認手続きを実施していただく必要があります。本人確認のお申込みが完了していないと、株引換にお申し込みいただけません。また、本人確認の申込内容に不備があった場合や、株主として適切かの審査にあたり懸念が生じた場合等で、事務処理が間に合わず、株式を取得いただけない場合があります。

※KABU&モバイルのサービス利用で本人確認済の会員は、再度、本人確認手続きを実施していただく必要はありません。ただし、氏名・住所に変更が生じている場合は、氏名・住所を更新のうえ、改めて本人確認のお申込み下さい。

### 2. 株引換のお申し込み

株引換は、2025年5月2日から始まり、2025年5月23日の23時59分59秒まで、株引換申込ページよりお申込みいただけます。お申込みにあたっては、次の手順を踏んでいただく必要があります。

#### (1) 各種書面についての確認・同意

株引換に申込みいただくにあたり、次の書面に同意いただく必要があります。

なお、③の書面について、閲覧のうえ、書面をダウンロード・保存いただき、同意いただく必要があります。

① 各種規約

- カブアンド株主規約
- カブアンド種類株式第1期募集 重要事項説明書（本書面）
- 株引換残高サービス利用規約
- 電子交付規約
- プライバシーポリシー

② ロックアップに関する確約書

- 制度ロックアップに関する確約書
- 任意ロックアップに関する確約書

③ 目論見書および承諾書

- 新株式発行届出目論見書（カブアンド種類株式第1期募集）
- 承諾書

(2) 株引換のプランの選択

2つのプランにより申込株数を選択いただくことができます。

①すべての株引換券を株に交換する	第1期株引換の申込最終日（5/24 00:00 時点）における、お持ちの株引換券と付与予定の株引換券の合計枚数から交換できる最大株式数を申し込みます。
②一部の株引換券を株に交換する	現在保有している株引換券から交換できる株式数のうち、自分で入力した数を申し込みます。申込後に追加で付与される株引換券は自動で交換されませんので、ご注意ください。 ※お申し込み時点でお持ちの株引換券と付与予定の株引換券の合計枚数から交換できる株式数が上限です。

(3) 株の取得に必要な追加情報

当社が今後上場申請を行う場合に、戸籍上の性別と職業の情報が必要です。これらの情報は、上場申請を行うに際して、当社が上場申請を行う金融商品取引所の要請に基づき、当該金融商品取引所に対して提供される可能性があります。**会員は、戸籍上の性別及び職業の情報が、当社が上場申請を行う金融商品取引所に提供されることについてご同意いただきます。** 正確な情報をご登録下さい。

※ 当社の上場について確約するものではありません。

(4) 申込内容の確認

お申し込み内容についてご確認いただき、内容に相違がなければ、お申込み下さい。

### 3. お申し込み後の株数変更・キャンセル

お申込み後、2025年5月23日の23時59分59秒までは、お申込み株数の変更とキャンセルを受けることができます。

<b>①お申込み株数の変更</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・〔マイページ&gt;あなたのデスク&gt;株引換券・株&gt;株に交換する〕画面の「申込内容を変更する」ボタンからご登録下さい。</li><li>・「一部の株引換券を株に交換する」プランを選択いただき、自身で申込株式数を指定いただく場合、申込株式数を変更いただく時点で、お持ちの株引換券と付与予定の株引換券の合計枚数から交換できる株式数が上限です。</li></ul>
<b>②キャンセル</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・〔マイページ&gt;あなたのデスク&gt;株引換券・株&gt;株に交換する〕画面の「キャンセル」ボタンからご登録下さい。</li><li>・株引換のお申し込みをキャンセルいただく場合、申し込み期間中に再度申込をいただかない限り、割り当てを受けることはできません。また、再度申し込みをいただく際には、改めて各種規約等に同意いただく必要があります。</li></ul>

### 4. 株の割当て数確定

2025年6月18日の当社任意の時間にて、順次、会員ごとの割当て株数の確定を行い、同時に会員が保有する株引換券の減算を行います。減算後、株式会社ARIGATOBANKが発行する株引換残高（前払式支払手段）に交換されます。

申込株式総数が割当株式総数を上回った場合、申込株式数に応じて発行数を按分して割り当てます（ただし、按分して割り当てる場合は割り当てる株式の数は1株を下回らないよう調整するものとします）。当該上回った分に対応する株引換券は会員に返還されます。

※6月18日の当社任意の時間までに、付与予定であった株引換券が実際には付与されなかった場合や株引換券を割引券に交換した場合、割り当て株式数が申込株式数を下回る場合があります。

### 5. 払込みと株の受渡し

2025年6月20日に株引換残高により払込みが行われ、会員へカブアンド種類株式の受渡しを行います。

## 6. 留意事項

お申込みにあたり、次の点にご留意ください。

- 株引換の申し込みをキャンセルした場合、申し込み期間中に再度申込をいただかない限り、割り当てを受けることはできません。また、再度申し込みをいただく際には、改めて各種規約等に同意いただく必要があります。
- 6月18日の当社任意の時間までに、付与予定であった株引換券が実際には付与されなかった場合や株引換券を割引券に交換した場合、割り当て株式数が申込株式数を下回る場合があります。
- 申込株式数が割当株式数を上回った場合、申込株式数に応じて発行数を按分して割り当てます。(ただし、割り当てる株式の数は1株を下回らないよう調整するものとします。)
- 割当株式数は、6月18日にお送りする割当て数確定メールに記載されたURLのリンク先にてご確認ください。
- 株主として適切かの審査を行い、適切でないと判断した場合、株式を取得いただけない場合があります。
- 本人確認の申込内容に不備があった場合や、株主として適切かの審査にあたり懸念が生じた場合等で、事務処理が間に合わず、株式を取得いただけない場合があります。

## 7. 株主になった後の氏名・住所変更について

2025年6月20日以降、株主名簿の情報を最新情報にしておく必要がありますので、氏名・住所の変更が生じた場合、マイページより氏名・住所の変更手続きを行って下さい。

株式会社カブ&ピース